

一般社団法人日本小児神経外科学会 委員会設置細則

第1条（目的）

本細則は、一般社団法人日本小児神経外科学会（以下「本法人」という）定款施行細則の第14条に基づき、本法人の運営、会務の遂行に関し各種委員会（小委員会及びワーキンググループを含む）を設置するために必要な事項をさだめるものとする。

2 本法人の委員会は、定款または定款施行細則に別段の定めがある場合を除き、その構成、運営、任期等について、本細則に従うものとする。

第2条（種別）

本法人には、以下の委員会を設置するものとする。各委員会の名称および職務は、別表1に掲げるとおりとする。

- (1) 編集委員会
- (2) 教育委員会
- (3) 国際委員会
- (4) 渉外委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 認定医委員会
- (7) 学術研究委員会
- (8) COI委員会
- (9) 医療安全委員会
- (10) 保険診療委員会
- (11) 財務委員会
- (12) 総務委員会

第3条（任務）

前条に定める委員会の任務は、第11条により定める個別の委員会規程に従うものとする。

2 各委員会は、原則として、委員会の活動内容についての報告を理事会にしなければならない。また、理事会から報告を求められたときは、直ちにその活動内容の報告をしなければならない。

第4条（委員長及び委員会の構成）

各委員会には、編集委員会を除き担当理事1名と委員長1名を置くものとする。

2 担当理事は、本法人の理事の中から理事長が選定す

る。

3 委員長は、定款または定款施行細則に別段の定めがある場合を除き、本法人の評議員または学術委員の中から担当理事が選任し、理事会の承認を得るものとする。

4 委員長は、委員会の議長となり、委員会の会務を総括する。

5 担当理事および委員長は、委員会を構成する委員を、原則として本法人の認定医資格を有する者、あるいは学識経験者等の中から委員会の運営に必要な者を指名し、理事長が委嘱する。

6 委員長は、第5項の規定に基づき委員を指名した後、速やかに委員会の構成員を理事会に報告するものとする。

第5条（任期）

委員長および委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長および委員の再任は、任期中の委員会活動を理事会が評価して決定される。

3 補欠または増員により選任された委員長および委員の任期は、前任者または他の在任者の任期の残余期間と同一とする。

第6条（会議）

各委員会の会議は、必要に応じて委員長が随時招集する。

2 各委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面または電子メールによって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果を各委員に報告しなければならない。

4 委員長は、必要と認めるときは、担当理事の承認を得た上で委員会委員以外の者をアドバイザーとして会議に出席させ意見を述べさせることができる。

第7条（小委員会）

委員会は、当該委員会の職務を分担するために理事会の承認を経て、小委員会を置くことができる。

2 担当理事は当該委員会の担当理事がこれを兼ねる。

第8条（ワーキンググループ）

委員会は、特定の計画の推進のために理事会の承認を経て、ワーキンググループを設けることができる。

第9条（議事録）

各委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記載または記録した議事録を作成する。

第10条（事務局）

各委員会は、その業務を処理するため必要がある場合には、事務局を置くことができる。

第11条（各委員会規程）

本法人に設置される各委員会において、委員会の運営に必要な場合は、各委員会の発議により、定例理事会が審査し、評議員会の承認を得て、個別に委員会規程を定めることができる。

第12条（その他の委員会）

本法人の運営、会務の遂行に関して必要がある場合には、理事会の決議に基づき、評議員会の承認を得て、第2条各号に定める以外にも委員会を設置することができる。

2 前項の規定により委員会を設置する場合、本細則の全部または一部を適用するか、もしくは別にその委員会のみ適用される細則を設けるかを理事会で検討し、理事会の決議に基づき、評議員会の承認を得て実行するものとする。

第13条（委員会の廃止）

本法人の運営、会務の変更、廃止等により、委員会が必要はなくなった場合は、理事会の決議に基づき、評議員会の承認を得て各委員会を廃止することができる。

2 前項の規定にかかわらず、定款または細則により設置された委員会の廃止については、定款または細則の改廃に関する規定に従うものとする。

第14条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議に基づき、評議員会の承認を得て行う。

附 則

第1条 本細則は、2017年7月22日より実施される。

別表1 委員会

| 名称 | 職 務 |
|---------|--|
| 編集委員会 | 「小児の脳神経」の編集と発行に関する事項。川淵賞の選考および表彰に関する事項。 |
| 教育委員会 | 認定医の生涯教育、研修医へのPRと教育に関する事項。 |
| 国際委員会 | 国際活動の計画・実行、国外団体との交流・連携に関する事項 |
| 渉外委員会 | 国内他分野との交流・連携に関する事項。 |
| 広報委員会 | 会員と社会への広報。ホームページの作成と維持。 |
| 認定医委員会 | 認定医の認定及び資格更新、認定医制度の運営に関する事項。 |
| 学術研究委員会 | 本学会に関連する学術領域の問題点解決、多施設共同研究の推進に関する事項。本学会に関連する学術領域の標準的治療の作成および改訂に関する事項 |
| COI委員会 | 利益相反の管理・調査・審査、改善措置の提案・啓発活動に関する事項。 |
| 医療安全委員会 | 医療安全に関する情報収集・提供、外部団体・法人、所轄官庁との対応に関する事項。 |
| 保険診療委員会 | 脳神経外科診療における保険制度上の疑義に関する事項、外保連との連絡に関する事項。 |
| 財務委員会 | 予算案の作成、収支決算書の作成、その他、財務管理に関する事項。 |
| 総務委員会 | 管理・運営に関する事項、規則に関する事項、選挙に関する事項、あり方に関する事項、事業計画・事業報告書の作成、その他庶務に関する事項。 |